

1 1 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例

〔産業廃棄物、使用済タイヤの保管の場所の届出〕（第9条、第58条）

<p>条例の趣旨</p>	<p>産業廃棄物等の適正な処理の促進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設の設置者等の講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、もって美しい福島県環境を未来の世代へ継承する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>①自社の産業廃棄物を事業場以外の場所に保管する場合 （廃棄物処理法第12条第3項の規定による届出を要する保管を除く。） ②使用済タイヤを屋外で、かつ、500本を超えて保管する場合 （①の届出をした場合を除く。）</p>
<p>届出先</p>	<p>地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双）</p>
<p>保管基準</p>	<p>①産業廃棄物の保管：廃棄物処理法上の保管基準 ②使用済タイヤの保管：条例施行規則第68条に定める保管基準</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 生活環境部 産業廃棄物課 出先 地方振興局 県民環境部（県民）環境課</p>
<p>手続きフローチャート</p>	<pre> graph TD A[保管予定者] --- B[届出書] B -- 提出 --> C[知事] </pre>
<p>備考</p>	<p>中核市（福島市、郡山市、いわき市）については「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」が適用されません。</p>